

国際連合
人 権
高等弁務官事務所

国際連合人権条約の下の
個人の不服申立手続

ファクトシート No.

7

Rev.2

国際連合
人 権
高等弁務官事務所

国際連合人権条約 の下の個人の 不服申立手続

ファクトシート No. 7/Rev.2

国際連合
ニューヨークおよびジュネーブ、2013

注釈

この出版物で用いられた名称と資料の説明は、どんな国、地域、都市または地区、若しくはその当局についての法的地位に関する、あるいはその国境または境界線の画定に関する、国際連合事務局の何らかの意見の表明を意味するものではありません。

*

* *

国際連合文書の記号は、数字と組み合わされた大文字で構成されます。そのような形状の記述は、国際連合文書への参照を示しています。

目次

序文	6
章	
I. 概観	8
II. 様々な条約の下での手続の特徴	
A. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の下の手続	20
B. 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の下の手続	21
C. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の下の手続	23
D. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の下の手続	24
E. 障害者の権利に関する条約の選択議定書の下の手続	26
F. 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の下の手続	27
G. すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約の下の手続	28
H. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書の下の手続	29
I. 通報手続に関する児童の権利条約の選択議定書の下の手続	31

添付文書

- I. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、拷問禁止条約またはあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の下の通報の提出のためのモデル・フォーム……………34

- II. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の下の通報の提出のためのモデル・フォーム……………37

- III. 障害者の権利に関する条約の選択議定書の下の通報の提出のためのモデル・フォーム……………41

- IV. 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の下の通報の提出のためのモデル・フォーム……………46

- V. 国際連合条約機関への個人の通報を提出するためのチェックリスト……………52

序文

誰でも、人権侵害を主張して国際連合の注意を促すことができそして世界中の何千もの人々が毎年そのようにしています。このファクトシートは、国際的な人権条約に含まれた権利の侵害の被害者であると主張する個人に開かれた手続を説明しています。

人権は、個人の不服申立を通して、具体的な意味を与えられています。個々の事件の裁定において、別の方法では一般的また抽象的と思える国際的な規範に、現実的な効果が与えられます。人々の現実的な状況に適用された時、国際人権条約に含まれた標準が、直接適用されます。決定を下す機関は、これらの条約の現代の意味を解釈して、国家、市民社会および個人を指導します。

個人は、国際的なレベルで自らの権利を擁護する手段をますます手に入れてきています。このファクトシートは、国際的な人権条約の下で提起される不服申立を注視しています。1970年代のはじめ以来、国際的な不服申立メカニズムが急速に開発され、個人は、次の九つのいわゆる「中核的」人権条約に含まれる個人の権利の侵害に関して国際連合に請求を提起することが今やできます¹。

- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約
- ・ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ・ 障害者の権利に関する条約
- ・ 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約
- ・ すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約
- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
- ・ 児童の権利に関する条約とその選択議定書

¹ 執筆の段階では、すべての条約機関に基づく不服申立メカニズムが効力を発しているわけではありません。

不服申立メカニズムは、素人が利用可能であるように設計されています。これらの条約の下で不服申立を提起するためには、法律家であることやまた法的な用語や技術的用語に慣れていることすら必要ありません。

国際連合機関に個人の不服申立を提起するための幾つかの他の方法があります。不服申立は、人権理事会の不服申立手続（以前は 1503 手続として知られていました）²、その特別報告者や作業部会³にそして女性の地位に関する委員会に提出されることができます。しかしこれらの手続は、上記の国際条約の下の手続と対象の中心が異なっており、準司法的メカニズムを通して、個人の補償を提供しています。不服申立は、国際労働機関 (www.ilo.org) や国際連合教育科学文化機関 (www.unesco.org) など、より広範な国際連合ファミリーの機関に提出することもできます。

² より詳細な内容については、www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/Complaint.aspx を参照のこと。（アクセス日 2013 年 3 月 28 日）

³ より詳細な内容については、www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx を参照のこと。（アクセス日 2013 年 3 月 28 日）

I. 概観

人権条約は、国際的な合意であり、それを（通常は*批准*または*受諾*を通じて）正式に受け入れた国家に対して、権利および自由を保護しまた促進する拘束的な義務を課しています。このような国家は条約の締約国と言われます。条約は国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）のウェブサイトからすべて入手できます。⁴

人権条約の下での不服申立メカニズムの基本的な概念は、条約を監視する専門家の機関に対して、誰でも、条約違反を主張して締約国に対して不服申立を行うことができるというものです。このような、しばしば*条約機関*と呼ばれるものは、条約の締約国によって選出される独立した専門家により構成される委員会です。委員会は条約に定められている権利の締約国による履行を監視し、これら国家に対する不服申立について決定します。9つのメカニズムの間に手続上のバリエーションはあるものの、設計と活動は極めて似ています。

本章は、主にすべての9条約の下での不服申立の典型的な特徴を説明しています。第II章は、一般的な規範から外れた個別の条約の側面を説明します。

条約の下、誰に対して不服申立を行うことができるのでしょうか？

9条約のうちのある条約の下での不服申立は、二つの条件を満たす国家に対してのみ行うことができます。第一に、国家は、侵害されたと訴えられた権利を規定する条約の（批准または受諾を通して）当事国でなければなりません。第二に、締約国は、個人からの不服申立を受理しまた審議する、条約を監視する委員会の権限を認めていなければなりません。

市民的及び政治的権利に関する国際規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、障害者の権利に関する条約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、および児童の権利に関する条約では、国家は、選択議定書すなわち上述した規約および条

⁴ www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CoreInstruments.aspx（アクセス日 2013年3月28日）を参照のこと。

約の各条文を補完するために採択された別個の条約の当事国となることによって委員会の権限を認めます。⁵ 拷問禁止条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する条約並びに強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約に関しては、国家はこれら条約の特定の規定の下でそのような趣旨に対する宣言を行うことにより委員会の権限を認めます。⁶

誰が不服申立を行うことができるのでしょうか？

(条約の当事国であり、個人の不服申立を審査する委員会の権限を受諾している) というこれら二つの条件を満たす国家に対して、関連する条約の下での個人の権利が侵害されたことを主張して、誰でも委員会に不服申立を行うことができます。事件の準備に弁護士は必ずしも必要ではありませんが、ただし法的助言は、申請の質を高めるでしょう。個人は、しかしながら、国際連合が、これら手続の下で法支援を提供しないことを承知しなければなりません。不服申立は、被害者とされている人の代理として、個人の書面による同意をもって行われなければなりません。⁷ ある特定の場、たとえば申立を行う被害者が外部との接触なく拘禁施設にいる場合や、強制失踪の被害者である場合など、同意は求められません。このような場合には、申立は、合意がなされない理由を明確に示さなければなりません。

不服申立にはどのような情報が含まれなければならないのでしょうか？

委員会への不服申立は、*通報*または*請願*とも呼ばれ、特定のフォーマットで提出される必要はないものの、下記に添付されている不服申立のモデル・フォームおよび指針の利用が推奨されます。不服申立は、書面で、読みやすく、タイプされていることが望ましくまた

⁵ 様々な条約および選択議定書の締約国のリストは、<http://treaties.un.org/Pages/Treaties.aspx?id=4&subid=A&lang=en> (アクセス日 2013年3月28日) から入手可能です。

⁶ 国家が宣言を行っているのかについて確認するには、<http://treaties.un.org/Pages/Treaties.aspx?id=4&Subid=A&lang=en> (アクセス日 2013年3月28日)を参照のこと。

⁷ 書面による同意の特定の形式については特に条件はありません。

署名されていなければなりません。⁸ 国際連合の公用語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語）の1つによって提出される通報のみが受理されます。不服申立は、基本的な個人情報—不服申立人の名前、国籍、生年月日、郵送先住所およびEメールアドレスが示されていなければならず、申立の対象である締約国を特定しなければなりません。住所や他の照会先情報のその後の変更は、なるべく早く通知されなければなりません。

不服申立の根拠となっているすべての情報を時系列に記すことが最も重要です。説明は可能な限り完全でなければならず、また事件に関連するすべての情報を含んでいなければなりません。不服申立人は、叙述されている事実が問題となっている条約の侵害を構成する、と個人が考える理由について記さなければなりません。

不服申立人は、侵害されたと主張される条約に定められている権利を特定することが強く推奨されます。委員会が、委員会において提示された事実が侵害を明らかにしたと結論付けた場合に、不服申立人が締約国から得ることを望む救済措置の種類についても示すことが望まれます。

不服申立人はまた、不服申立の対象となる締約国において利用可能な救済措置を尽くした措置、すなわち締約国の裁判所および当局に対して取られた措置の詳細を述べなければなりません。国内救済措置を尽くすという要件は、主張が、関連する国家の当局による処置で、もっとも高次の訴訟まで、まず訴えられなければならないことを意味します。これら救済措置が係争中あるいはいまだ尽くされていない場合には、その事実と理由が記されなければなりません。さらなる詳細は下記を参照してください。

不服申立人は、自らの主張と議論に関連するすべての文書、特に、国家当局によって出された主張に関する行政または司法の決定のコピーを提供しなければなりません。⁹ これら

⁸ 電子メールで送付される不服申立は、スキャンされて OHCHR 請願チーム宛ての E メールに添付されなければなりません（このファクトシート末尾の、問い合わせの詳細を参照のこと）。

⁹ 原本ではなく、コピーされた文書が提出されなければなりません。

文書が、国際連合の公用語でない場合には、全体または要約の翻訳が提出されなければなりません。文書は、時系列に掲載され、番号が付けられ内容が詳述されなければなりません。不服申立は 50 ページを超えてはなりません（添付資料を除きます）。20 ページを超える場合には、主要な点を強調した上限 5 ページまでの要約を含まなければなりません。

不服申立が、この手続の下で処理される基本的な情報について不足している場合または事実の叙述が不明確である場合には、国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）の事務局が追加の情報や情報の再提出を要請するように連絡を行う場合があります。不服申立人は、事務局との連絡において誠実に対応しなければならず、要請された情報は可能な限り速やかに送付されなければなりません。要請された日付から 1 年以内に情報が受理されない場合には、資料は検討されずお蔵入りとなります。

委員会が採択する最終判断は公開されます。したがって、不服申立人が最終判断において自らの身元を開示されたくない場合には、初期の段階でその旨を示さなければなりません。判断を公開する状況ゆえに（インターネットを通じての情報の普及により、データの修正や削除が現実には困難です）、国際連合が、最終判断の公開の後に、匿名の要請に応じることは困難です。

人権条約の下、不服申立はいつ提出できるのでしょうか？

不服申立は、国内救済措置が尽くされた後、可能な限り速やかに提出されることが重要です。提出の遅延により、締約国が適切に対応することや委員会が事実を網羅的に評価することが困難になります。遅れての提出により事件を審議することが不可能になる場合もあります。

手続

上記の要件に基づいて、各条約の委員会は事件の登録について、つまり審議のためにリストに公式に掲載されるのかについて、決定します。不服申立人はそれに応じて通知されま

す。この段階で、事件は、期限内にコメントする機会を与えるために、関連の締約国に通知されます。

申立の審査における主な二つの段階は、*受理可能性*の段階と*実態*の段階です。*受理可能性*は、関連する委員会が不服申立の内容を審議する前に、不服申立が満たさなければならない正式な要件です。*実態*は、不服申立そのものであり、これに基づいて委員会は、被害者とされている人の権利が条約の下で侵害されているのかについて決定します。これら段階は、下記で詳述されています。国家が不服申立に応答した場合には、不服申立人はコメントを行う機会が与えられます。

ほとんどの委員会は、締約国に対して、不服申立が通報された日付から6カ月以内に見解を提供することを要請しています。締約国は、最初の2カ月以内に、根拠を提示して不服申立の受理可能性に対して異議申し立てを行うことができます。不服申立人は定められた期限内で、締約国の見解に対してコメントする機会が常に与えられます。

コメントが両当事者から受理された場合に、事件は関連する委員会により判断されます。締約国が、事務局からの数回に及ぶ催促を受け取りながら応答しなかった場合には、委員会は、不服申立人により提出された情報に基づいて事件について判断します。

緊急または慎重を要する特別な状況

委員会は、手続のあらゆる段階において、締約国に対して、事件の主張と関連する不服申立人または被害者とされている人に対する、取り返しのつかないあらゆる害を予防するために措置を取るよう要請することができます。これは*暫定措置*と呼ばれます。概して、そのような要請は、死刑の執行や拷問の危険にさらされる国への不服申立人の追放など、のちに回復できない行動を予防するために出されます。暫定措置の決定は事件の受理可能性や実態の決定に予断を与えませんが、被害者とされている人が回復不能な害を被ることを審議する委員会にとって、当該事件は実態における段階で判断が下される応分の可能性がなければなりません。不服申立人が、委員会に対して暫定措置の要請を希望する場合に

は、その旨を明示しなければならず、そのような行動が必要である詳細を説明しなければなりません。

暫定措置の要請に対処するために委員会は数日間の作業日を要します。したがってそのような要請は、不服申立人に回復不可能な害をもたらす行動が実施される前に、可能な限り早く事務局に伝えられなければなりません。

委員会は、暫定措置がもはや必要とされていないことを示す不服申立の当事者から得た情報に基づいて、暫定措置の要請を撤回できます。

不服申立の受理可能性

委員会が実態または実質事項に関する不服申立を審議する前に、受理可能性の正式な要件が満たされなければなりません。受理可能性を審査する際には、次の一または複数の点が考慮されなければなりません。

- 不服申立人が、他の人の代理として行動している場合には、不服申立人は十分な許可を得ていますか、あるいはそのように行動する理由を別の方法で正当化できますか？
- 不服申立人（または不服申立の代理）は申し立てられた侵害の被害者なのですか？被害者とされている人は、不服申立の対象を構成する、締約国による法、政策、実行、作為または不作為により個人としておよび直接に被害を受けたことを示されなければなりません。被害者とされる人が個人として被害を受けたのかを示すことなく、法や国家政策、実行について単に抽象的に異議申立を行う（いわゆる民衆訴訟）資格はありません。
- 不服申立は引き合いに出されている条約の条文と適合していますか？ 申し立てられている違反は、条約によって実際に保護されている権利と関連していなければな

りません。たとえば、市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の下で提起された不服申立は、財産権の侵害に関することは扱えません。なぜなら、同規約は財産権を保護していないからです。そのような場合には、主張は、法的な用語では、事項的管轄権を理由として受理されません。

- **委員会は、国内裁判所ですでに判断が下された事件における事実や証拠を再検討することが求められていますか？** 委員会は、関連条約によって保障されている権利の、想定される侵害を審議する権限を有しますが、国内の裁判所や法廷の上訴機関として行動する権限は有していません。委員会は、原則として、個人の、行政、民事または刑事責任の決定を審議せずまた無罪や有罪についても再検討しません。
- **不服申立は十分に実証されますか？** 関連する委員会が、提示された情報に照らして、不服申立人が十分に事実や主張を提示しないあるいは説明しないとすれば、委員会はその事件について十分に実証されていないとして退け、したがって事件は受理されません。
- **不服申立は、関係する締約国の、不服申立メカニズムの効力発生後に生じた出来事に関連するのですか？** 通常は、委員会は、その日付以前に事実が生じた場合には、不服申立が時間的管轄権によって受理されないことから、不服申立を審議しません。しかしながらこの規則には例外があります。例えば争点となっている事件が、条約違反の継続の結果である場合などです。
- **同一の事項が他の国際機関に提出されましたか？** 他の条約機関や地域的機構、例えば米州人権委員会、米州人権裁判所、欧州人権裁判所、人および人民の権利に関するアフリカ委員会、人および人民の権利に関するアフリカ裁判所に提出されている場合には、委員会は不服申立を審議できません。この規則は、国際的なレベルでの不必要な重複を回避することを目的としています。ある事項が別の組織に提出されている場合には、不服申立人は最初の不服申立にその旨を示し、どの機関に提出したのか特定しなければなりません。

- **すべての国内救済措置は尽くされましたか？** すでに指摘した通り、不服申立の受理可能性を決定する中核的な原則は、不服申立人が委員会に申立を行う前に、締約国において利用可能なすべての関連する救済措置をまず尽くさなければならないというものです。これは、国家レベルでの手続が不当に遅延したり明らかに無効であったりするという十分な証拠がなければ、通常、現地の裁判制度を通じて訴えを行うことを含みます。この一般的な規則が適用されるべきでない、と不服申立人が考える理由に関して、詳細な理由を示さなければなりません。関連する救済措置の効果に関する単なる疑念は、委員会の見解としては、国内の救済措置を尽くす義務を消滅させるものではありません。さらに、関係する締約国が、国内救済措置が尽くされていないとみなすのであれば、締約国は利用可能である効果的な救済措置の詳細を示さなければなりません。
- **不服申立は争点となっている条約への国家による留保によって除外されるのですか？**¹⁰ 国家は条約に対して実質的な留保や、特定の通報を審議する委員会の権限を制限する不服申立メカニズムへの手続上の留保を行うことができます。
- **不服申立は手続の濫用ですか？** たとえば、同一の個人が委員会に対して、同一の問題を繰り返し提起するなどの場合には、委員会は主張が、不服申立手続の不誠実な、濫用の、または不適切な利用とみなし、受理できないものとして退けます。

不服申立の実態

委員会が、不服申立の受理を明らかにした場合、委員会は、実態の審議に進み、適用される条約の条文の下での侵害の有無について決定する理由を述べます。上述の通り、いくつかの国家は条約に基づく人権の義務の範囲を制限する実質的な留保を付しています。多く

¹⁰ 留保は、国家が条約の特定の条文の下で、受託する義務を制限する正式な表明です。国家による具体的な留保については、<http://treaties.un.org/Pages/Treaties.aspx?id=4&Subid=A&lang=en>（アクセス日 2013年3月28日）を参照のこと。

の場合に、委員会は留保が付されている事項については不服申立を退けますが、稀に、留保が認められないとして留保にかかわらず事件を審議することもあります。

委員会が、責任を有する条約に含まれている権利の範囲であるとみなす情報は、個別の事件への決定と、¹¹条文の意味を解釈したいいわゆる一般所見、締約国により定期的に提出される報告書に関する最終見解に見出されます。¹²これら文書はOHCHRのウェブサイトから入手できます。様々な委員会の判断については多くの研究論文と教科書があります。

不服申立の審議

委員会は、非公開の会合で各事件を審議します。口頭による手続を規定している委員会の手続規則もありますが、¹³不服申立は不服申立人と締約国によって提供された書面による情報にのみ基づいて審議されてきています。したがって、当事者から口頭での主張やオーディオ、視聴覚の証拠を受理することは行われていません。また委員会は、事実の確認を独立して行うために、当事者によって提出された情報に加えて他の情報に頼ることはありません。

一般的な規則としてまた手続を迅速に進めるために、委員会は不服申立の受理可能性と実態を同時に審査します。上述の一般的な手続は、その後適用されます。つまり、通報は受理され登録されると、見解を示す機会を与えるために関係締約国に送付されます。その後、不服申立人は、国家による見解に対してコメントする機会が与えられ、その後事件は、委員会による受理可能性と実態の審議へと移ります。しかし委員会が受理可能性をまず審査することを決定する場合があります。この場合に、委員会が不服申立の受理を決定した場合にのみ、国家は実態に関する資料の提出を要請されます。不服申立人は、いずれにせよ実態に関する締約国の提出資料に関してコメントする機会が与えられます。

¹¹ 過去の決定に関しては、条約機関文書データベース：<http://tb.ohchr.org/default.aspx> または各委員会のウェブページから検索できます。

¹² Universal Human Rights Index を参照のこと。

www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/UniversalHumanRightsIndexDatabase.aspx (アクセス日 2013年3月28日)

¹³ 後述の、拷問委員会、人種差別撤廃委員会、児童の権利委員会の手続を参照のこと。

委員会によって採択された決定は、不服申立人と締約国に同時に通知されます。委員会の一人あるいは複数の委員が、多数とは異なる結論に達したりあるいは異なった理由から同じ結論に達したりした場合には、決定に個別意見を付す場合もあります。実態の最終的な決定（見解と呼ばれます）あるいは不許可については、委員会の判断の一部として OHCHR のウェブサイト全文が掲載されます。

委員会が決定を行った後はどうなるのですか？

まず委員会の決定に対しては上訴のような手続はなく、原則として最終であることが留意されなければなりません。したがってその後、事件がどうなるのかについては、決定の性質によります。

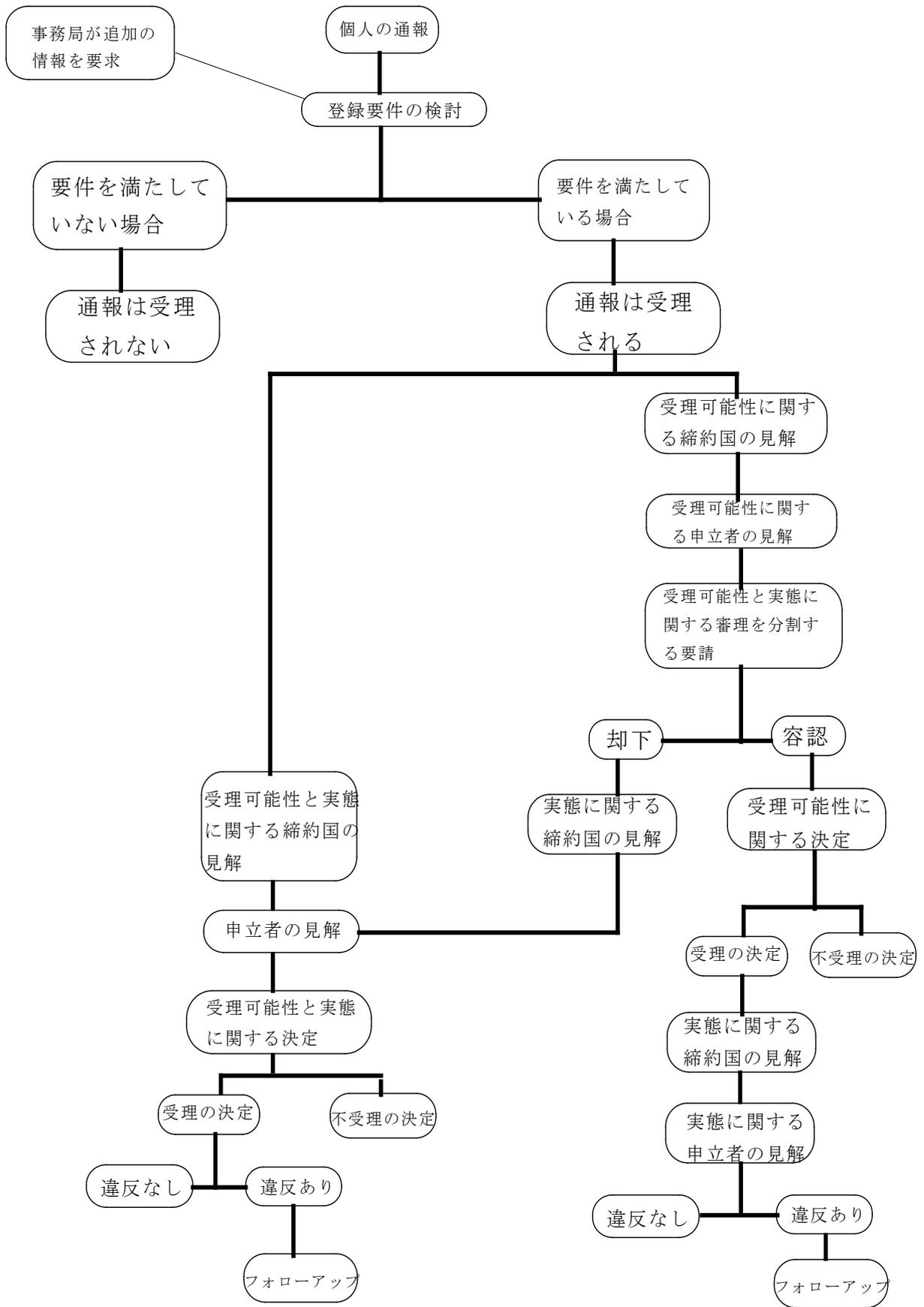
委員会が、委員会に提示された事実が、条約に基づく不服申立人の権利への締約国による侵害を明らかにしたものである、と決定した場合、委員会は締約国に対して、委員会による事実認定と勧告に効力を持たせるために締約国が取った措置に関する情報を提供するよう招請します。委員会が、条約違反がないことや不服申立が認められないと決定した場合には、事件は終了します。

委員会の決定は、各条約の有権的解釈を表します。決定は問題について締約国への勧告を含みますが、法的には締約国を拘束しません。すべての委員会は、締約国が委員会からの勧告を履行したのかについて監視を行う、先進的な手続を有しています（フォローアップ手続と呼ばれます）。委員会は、締約国が不服申立手続を受け入れることにより、委員会の事実認定を尊重することをも受け入れたとみなすからです。

委員会が、条約違反が生じたという結論に達した場合には、国家は、180 日以内に勧告を受け入れるために取った措置について情報を提供するよう招請されます。国家からの返答は、その後コメントのために不服申立人に通知されます。締約国が適切な行動を取らなかった場合には、委員会は、フォローアップ手続の下、事件を審議し続けます。したがっ

て締約国との対話が行われ、満足のいく措置が取られるまで事件は継続となります。委員会の見解と勧告に対するフォローアップに関連する情報は非公開ではなく、この情報が議論されている間の会合は公開されます。

申立が処理されるフローチャート



II. 様々な条約の下での手続の特徴

A. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の手続

1966年に採択された、市民的及び政治的権利に関する国際規約は、生命に対する権利、公正な裁判を受ける権利、表現の自由、法の下での平等および差別の禁止など、広範な市民的および政治的権利を包含しています。人権委員会に訴えることができる個人の権利は、規約の第三部（第6から27条）に定められています。これら条文の申し立てられた違反のための不服申立メカニズムは、規約とは別個の条約で規約の締約国に開放されている、規約の第一選択議定書によって制定されました。選択議定書の当事者となった国家は、規約の下の権利の申し立てられた違反について、国家の管轄権にある個人からの不服申立を受理する、1年に3回会合を開く18人の独立した専門家によるパネルである、人権委員会の権限を認めています。¹⁴

追加の指示

明白な、必要な要素を含む規約の選択議定書の下での不服申立は、新しい通報および暫定措置に関する委員会の特別報告者に付託されます。特別報告者は、事件が登録されるべきかまたコメントのために締約国に通知されるのかについて決定します。委員会に提出される多数の不服申立を考慮すると、最初の提出と委員会による最終的な判断の間には数年の遅延が生じる可能性があります。

選択議定書の下、委員会への不服申立の提出には時間の制約はありません。しかし、この点に関する起こりうる濫用を防止する目的で、委員会は提出の遅延に関する手続規則に規則を導入しました。現行の規則第96(c)によれば、提出の遅延は提出の権利の濫用を自動的に構成しません。しかしながら、不服申立が、国内救済措置を尽くしてから5年後に提

¹⁴ 人権委員会のさらなる情報については、OHCHR ファクトシート No.15 または委員会のウェブページを参照のこと：<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/index.htm>（アクセス日 2013年3月28日）

出され、または、当てはまる場合には国際的な調査や解決の他の手続の終了から3年後に提出された場合には、事件のすべての状況を考慮して遅延を正当化する理由がなければ、濫用の可能性があります。

人権委員会は、同一の事項が国際的な調査や解決の他のメカニズムによって同じ時期に審議されている場合には、不服申立を審議できません。ある国家は、審議されている事件に関連するのみならず、他の国際的なメカニズムで審議され判断が下された事件に関しても、委員会の権限を除外する留保を行っています。委員会は、人権理事会の不服申立手続、特別報告者、作業部会はそのようなメカニズムに該当しないと考えられます。したがって、人権委員会への不服申立は、人権理事会のこれらメカニズムの一つに付託されている場合には、受理できないとは宣言されません。

「同一の事項」が何を指すのかについて、委員会は、同一の個人、同一の事実および同一の実体的権利に関連するものと理解します。他の国際的なメカニズムに付託された事実は、規約がより広範な保護を定めている場合には委員会に訴えることができます。さらに、他の国際的なメカニズムによって手続上の理由から退けられた不服申立は、実質的に審議されたとみなされません；したがって同一の事実が委員会に提起される可能性があります。

人権委員会は、関係する締約国に選択議定書が効力を有する前に生じた事実を審議できないという規則について例外を発展させてきました。したがって、委員会は、仮に効力発生日の後に、事実を有効とする裁判所の決定や国家の行動がある場合には、効力が発生する以前に生じた事実に関する不服申立を審議することがあります。

B. 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の 下の手続

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約は1984年12月10日に採択されました。条約は、拷問および残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いや刑罰を禁止し、他の義務として締約国に対して、ある者に対する拷問が行わ

れる恐れがあると信じるに足りる実質的な根拠がある国に、その者を送還しないことを要請しています。条約はまた、拷問行為が行われた、あらゆる場所において、適切に調査されまた訴追されることを確実とすることを目的とした一連の措置を課しています。これら実質的な義務は、条約の第一部に定められており（第1-16条）、不服申立のメカニズムは第22条により制定されています。締約国はこの条文の下で宣言を行い、拷問禁止委員会—10名の独立した専門家により構成され1年に2回会合を開くパネル—による、条約の下の権利の侵害を申し立てる個人からの不服申立を審議する権限を確認します。¹⁵

非常に多くの不服申立が、出身国に送還されることにより、拷問にさらされる可能性があることを主張する庇護申請者により提出されます。したがって、委員会は、不服申立が提出される国家が、送還が行われた場合に、条約第3条に違反しているのかについて決定しなければなりません。

追加の指示

不服申立は、国際的な調査または解決の他の手続により検討されている場合のみならず、同一の事項が過去にそのような手続の下でかつて検討された場合には受理されないことが宣言されます。¹⁶ さらに、委員会の手続規則は、国内救済措置の実施が不当に遅延し、その結果として委員会または締約国による不服申立の審議が不当に困難となり時間が経過した場合には、不服申立が受理されないものとして退けられることを記しています。

事件を審査する際に、委員会は、手続規則に基づいて、さらなる説明を提供するためにまたは不服申立の実態についての質問に答えるために、当事者が特定の非公開の会合に出席するように招請できます。しかしながらそのような事例は例外的であり、事件は、不服申立人が個人として出席できないとしても予断を与えるものではありません。

¹⁵ 拷問禁止委員会に関するさらなる情報については、OHCHR ファクトシート No.17 または委員会のウェブページを参照のこと：<http://www2.ohchr.org/English/bodies/cat/index.htm>（アクセス日 2013年3月28日）。

¹⁶ 条約第22条第4項(a)を参照のこと。

委員会が、たとえば人が拷問の危険にさらされている国への差し迫った移動の事件など国家の行動または申し立てられている行動が、条約の下の締約国の義務に違反したかあるいは違反しうると判断した場合には、委員会は締約国に対して、90日以内に、勧告の履行に関する情報の要請と共に決定を通知します。提供された情報に照らして、委員会はフォローアップ手続の下で適切なさらなる行動を取ります。

C. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の下の手続

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約は1965年12月21日に採択され、人種差別から自由である権利の法的および実質的な享受を確実にする締約国の一連の義務を定めています。実体上の義務は条約の第一部（第1－7条）に定められています。締約国は、条約の下の権利の侵害を申し立てる個人または個人の集団からの不服申立を審議する、1年に2回会合を開催する18名の独立した専門家によるパネルである人種差別撤廃委員会の権限を受け入れる宣言を、第14条の下で行うことができます。¹⁷

第14条第2項の下、締約国は、法的に定められている権利の侵害の被害者であると訴え、そして他の可能な国内の救済措置を尽くした個人または個人の集団からの請願を受理しまた検討する権限を有する国家機関を任命することができます。

追加の指示

この条約の下の不服申立は、個人によりまたは個人の代理のみならず、個人の集団によりまたは個人の集団の代理によって訴えられることができます。不服申立は、国家機関による事件の最終判断から6カ月以内に提出されなければなりません。

同一の事項が、他の国際的な手続の下で係争中、または決定がなされていたという事実は、

¹⁷ 人種差別撤廃委員会に関するさらなる情報については、OHCHRのファクトシート No.12 または委員会のウェブページ：<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cerd/index.htm>（アクセス日2013年3月23日）を参照のこと。

不服申立の受理可能性の妨げとはみなされません。

不服申立の登録の後、締約国は、不服申立の受理可能性に関して、または受理可能性に反対がなければ実態に関して、3カ月の間に自らの意見を発表します。締約国が受理可能性に対して異議申し立てを行う場合には、不服申立人は、締約国の所見に関して6週間の間にコメントします。その後、委員会が受理可能性について決定をします。委員会が事件は受理できるとの結論に達した場合には、締約国は実態に関する所見を提出するためにさらに3カ月を与えられます。その後、不服申立人は、委員会が事件の実態に最終判断を下す前に、コメントを行う6カ月が与えられます。あるいは、締約国が、不服申立の受理可能性に反対せず、実態に関してのみコメントを提出する場合には、不服申立人も、委員会が実態に関して最終判断を下す前にコメントを行う6週間が与えられます。

人種差別撤廃委員会の手続規則は、¹⁸事件の実態に関して追加の情報を提供するかまたは質問に応答するために、申し立てを行った個人（またはその代理）と締約国の代表の議事への出席を招請する権限を有します。しかしながらそのような事例は例外的であり、事件は、不服申立人が個人として出席できないとしても予断を与えるものではありません。

委員会が不服申立の実態に関して（意見と呼ばれる）決定を行う際には、たとえ条約違反がないとの結論に達したとしても、提案および/または勧告をしばしば行います。これら提案や勧告は一般的または特定されており、また問題となっている締約国または条約のすべての締約国に対するものです。

D. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の下の手続

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、1979年12月18日に採択され、すべての女性が差別から自由である権利を保障し、締約国がこの権利の法的および実践的な享受を確実としようとする義務を定めています。実質的な義務は条約の第一部から第四部に定められています（第1-16条）。

¹⁸ 規則第94条5項を参照のこと。

条約の不服申立メカニズムは、1999年10月6日に採択された選択議定書によって設立されました。これは条約の締約国に開放されている別個の条約です。選択議定書の当事国となった国家は、条約の下で権利の侵害を訴える、その管轄権内にある個人からの不服申立てを受理する、1年に3回会合を開き、23人の独立した専門家により構成される女性差別撤廃委員会の権限を認めます。¹⁹

不服申立の手續の下で条約によって処遇される主張は、ドメスティックバイオレンス；強制不妊治療；公正かつ正当な裁判への女性の権利に影響を及ぼす固定観念；中絶手術へのアクセスを定める法や規則の欠如；女性の特別なニーズに適合していない拘禁の状況；または女性の被害者を死亡させる妊娠と関連する不適切な医療治療への、女性の被害者を十分に保護する国家当局の怠慢などの問題を包含します。

追加の指示

不服申立は、国際的な調査または解決の他の手續によって検討されている場合のみならず、そのような手續の下ですでに検討された場合には、受理されません。

委員会が事件の実態に関して（正式には見解と呼ばれる）決定を行う場合、締約国によって採用された救済措置に関する勧告をも行います。勧告は、締約国の政策問題に対する一般的な性質のものや、あるいは問題となっている事件に適用される特定のものもありえます。委員会が行う勧告の種類には次が含まれます：被害者に対する継続する違反を阻止する措置；被害者の原状回復、補償およびリハビリテーション；法改正と条約違反である政策および実行の変更；侵害の再発を防止する措置。

締約国は、委員会の決定および勧告を受理した6カ月以内に、取られたあらゆる行動の詳細を記した書面での回答を提出することが求められます。委員会はその後さらなる情報を

¹⁹ 女性差別撤廃委員会に関するさらなる情報については、ウェブページを参照のこと。
<http://www2.ohchr.org/English/bodies/cedow/index.htm>（アクセス日 2013年3月28日）

提出するために締約国を招請することができます。これは委員会への締約国によるその後の定期報告書²⁰における更新の形式を取ることができます。

E. 障害者の権利に関する条約の選択議定書の下の手続

障害者の権利に関する条約は、2006年12月13日に採択され、障害者が自らの人権と基本的自由の完全な享受を促進し、またこれら権利および自由の法的並びに実践的な享受を確実にすることを目的とした締約国の義務を定めます。

条約の下での不服申立メカニズムは、同日採択された選択議定書によって設立されました。それは条約の締約国に開放されている別個の条約です。選択議定書の当事者となった国家は、条約規定の侵害の被害者であると訴える、管轄権にある個人からの不服申立を受理する、1年に2回会合を行う18人の独立した専門家によるパネルである、障害者委員会の権限を認めます。²¹

追加の指示

不服申立は、締約国に通知される、書面または判読できる内容のコピーを可能とする代替のフォーマットで提出されます。

不服申立は、同一の事項が国際的な調査または解決の他の手続によって検討されているのみならず、そのような手続または委員会自身によってすでに検討されていた場合には受理できません。

障害者権利委員会は、不服申立が向けられている締約国において法的能力が確認されているか否かに関わらず、障害者権利条約の第12条に定められている、申立者あるいは被害者

²⁰ 締約国により提出される定期報告書は、条約第18条に基づきます。

²¹ 障害者権利委員会に関するさらなる情報については、ウェブページを参照のこと：

www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/CRPDIndex.aspx (アクセス日 2013年3月28日)。

とされている人の法的能力を確認する基準を適用します。

手続規則の下、委員会は、国際連合事務総長を通じて、不服申立の審議を支援する、国際連合システムの機関または他の組織からのあらゆる文書入手できます。この場合に、手続上の平等性を保持するために、各当事者は、定められた時間内に、その文書または情報に関してコメントする機会が与えられます。

F. 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の下の手続

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約は、2006年12月20日に採択され、締約国に対して、強制失踪からすべての者を保護し、また強制失踪の犯罪への不処罰と闘う義務を課しています。実質的な義務は条約の第一部に定められています(第1-25条)。条約は個人の不服申立メカニズムを設立しています。締約国は、条約の下、国家により権利の侵害を訴える管轄下にある個人からの不服申立を審議する、1年に2回会合を開く10名の独立した専門家によるパネルである、強制失踪委員会の権限を受諾する、第31条の下で宣言を行うことができます。²²

委員会は、条約の効力発生後に行われた強制失踪に関してのみ権限を有します。条約の効力発生後に国家が当事国となった場合には、その国家の委員会に対する義務は、同国に条約の効力が発生後に行われた強制失踪にのみ関連するものとします。

委員会は、当時の国連人権委員会により1980年に設立された5名の独立した専門家により構成される機関である、強制または非自発的な失踪に関する作業部会と区別されなければなりません。作業部会は、世界のあらゆる場所で生じたとされる強制失踪の事例を検討します。しかし委員会とは別に、作業部会の基本的な権限は条約当事国による条約の履行を監視することではなく、失踪した家族の構成員の運命や所在を確認するために家族を支

²² 強制失踪委員会に関するさらなる情報については、ウェブページを参照のこと：
www.ohchr.org/EN/HRBodies/CED/Pages/CEDIndex.aspx (アクセス日 2013年3月28日)。

援することです。²³

追加の指示

不服申立は、同一の事項が国際的な調査または解決の他の手続により検討されている場合には受理されないとみなされます。

委員会が締約国に不服申立を通報する場合には、締約国は、4カ月以内に、受理可能性および実態、また事項について提供されたあらゆる救済措置に関連する書面の説明または声明を示さなければなりません。

不服申立の受理後および実態に関して結論に達する以前のいかなる時期でも、委員会は、事件の審査を支援しうる、国際連合の機関、専門機関、基金、計画およびメカニズム、また地域の国際機構や機関を含む他の国際機構、並びに国家機関、組織または事務所から関連する文書を調査できます。しかし委員会は、国家および不服申立人に、定められた期限内にそのような情報についてコメントをする機会を与えなければなりません。

G. すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する条約の下の手続

すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する条約は、1990年12月18日に採択され、締約国に対して、移住労働者とその家族の代わりに包括的な範囲の権利を保護しまた保障する義務を課しています。実体的な権利は条約の第二部から第六部に定められています（第7-71条）。条約は独自の個人不服申立メカニズムを設立しています。締約国は第77条の下で、条約の下で権利の侵害を訴える個人または個人の集団からの不服申立を審議する、1年に2回会合を開く14名の独立した専門家によるパネルである、すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する委員会の権限を受諾する声明を行うことができます。²⁴ 個人の不服申立メカニズムは、10の条約締約国が、条約の第77条の下

²³ OHCHR ファクトシート No.6 を参照のこと。

²⁴ すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する委員会に関するさらなる情報に関しては、

で宣言を行った時に効力を発します。条約の不服申立メカニズムがいまだ効力を発していないことから、委員会は、個人の不服申立に関連する手続および実体規則を作成していません。

不服申立メカニズムが効力を発すれば、第 77 条の下での宣言を行った締約国の管轄下にある個人（または個人の代理として行動する者）は、条約に定められている個人の権利が、締約国によって侵害されたことを主張して委員会に対して不服申立を行うことができます。

不服申立は、同一の事項が国際的な調査または解決の他の手続によって検討されたあるいは検討されている場合には受理されません。

H. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書の手続

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約は、1966 年 12 月 16 日に採択され、締約国に対して、経済的、社会的および文化的権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国化における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々にまたは国際的な援助および協力を通じて措置を取る義務を課しています。規約の不服申立メカニズムは、2008 年 12 月 10 日に採択された選択議定書によって設立されました。選択議定書の当事国となった国家は、規約の下で権利の侵害を訴える、自らの管轄権内にいる個人からの不服申立を受理する、1 年に 2 回会合を開く 18 名の独立した専門家のパネルである経済的、社会的および文化的権利の委員会の権限を認めます。²⁵ 2012 年に委員会は、選択議定書の下で提出される不服申立に適用される手続暫定規則を採択しました。

選択議定書の下、委員会は手続のあらゆる時期にまた実態の最終判断に達する前に、提出された不服申立の友好的解決を促すことができます。友好的解決手続は当事者の合意に基

OHCHR ファクトシート No.24 または委員会のウェブページを参照のこと：

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cmw/index.htm>（アクセス日 2013 年 3 月 28 日）

²⁵ 経済的、社会的及び文化的権利の委員会に関するさらなる情報に関しては、OHCHR ファクトシート No.16 または委員会のウェブページを参照のこと：

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/index.htm>（アクセス日 2013 年 3 月 28 日）。

づきまた非公開で行われます。委員会は事項が解決に至りそうもない、あるいは当事者が手続の適用に同意しないとの結論に至った場合には、手続の促進を終了し、中止を決定し、あるいは規約に定められている義務の尊重に基づいた友好的解決に達する要件を示しません。両当事者が、友好的解決に明示に合意した場合には、委員会は、事実および達した結論について声明により決定を採択します。友好的解決に達しない場合には、委員会は、通常の手続に従い不服申立の検討を継続します。

選択議定書の下、締約国は、管轄下にある個人が、提出された不服申立との関連で、委員会への通報の結果として虐待や脅迫のあらゆる形態にさらされないことを確実にする適切な措置を取ることが求められます。委員会は、締約国がこの義務を順守していないという信頼できる情報を受理した場合、国家に対して説明を求め、そのような状況を阻止する措置を取ることが要請できます。

委員会は、不服申立が一般的な重要性の深刻な問題を提起しているとみなさなければ、申立者が明白な不利益を被っていることが明らかでない場合には、必要に応じて、不服申立の審議を退けることができます。

追加の指示

選択議定書は、委員会への不服申立の提出に時間的制限を設けます。不服申立は、申立者がそのようにすることが不可能であったことを示すことができない場合には、国内救済が尽くされて1年以内に提出されなければなりません。

仮に委員会が、文書についてコメントする機会を締約国および不服申立人に提供できる場合には、不服申立の受理後また実態に関する結論に達する前のいかなる時期でも、委員会は、国際連合の機関、専門機関、基金、計画およびメカニズム、地域人権システムを含む他の国際機構からの、事件の検討を支援する関連する文書を調査できます。

不服申立を検討する際に、委員会は、規約に定められている権利の履行に関して、締約国

により取られた措置の妥当性を審議します。そうすることにより、委員会は、締約国がこの目的のための広範な政策措置を採用することを留意します。

委員会は、締約国に対して、規約の一般的な履行に関する定期報告書において、委員会の見解、勧告または友好的解決の合意に対応して取られたあらゆる措置に関する情報を含めることを要請できます。²⁶

I. 通報手続に関する児童の権利条約の選択議定書の手続²⁷

児童の権利条約は 1989 年 11 月 20 日に採択され、締約国に対して子どもの権利を尊重する義務を課しています。実体的な義務は条約の第一部（第 1 - 41 条）、また子どもの売買、児童売春および児童ポルノに関する選択議定書および武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書に定められています。条約の不服申立手続は、2011 年 12 月 19 日に採択された、通報手続に関する選択議定書により設立されています。これは条約および二つの実質的な選択議定書の締約国に開放された別個の条約です。個人通報手続に関する選択議定書の当事者となった国家は、条約および二つの実質的な選択議定書の下で、権利の侵害を申し立てる、管轄権にある個人からの不服申立を受理する、1 年に 3 回会合を開く 18 名の独立した専門家のパネルである、子どもの権利委員会の権限を確認します。²⁸ 2013 年 1 月に、委員会は、選択議定書の下で提出される不服申立に適用される手続規則を採択しました。

不服申立は、不服申立が向けられている締約国において、法的資格が認められているか否かにかかわらず、条約および／または実質的な選択議定書の違反の被害者であると主張する個人または個人の集団によって提出されます。不服申立はまた任命された代表あるいは、被害者とされている人の代理として行動するほかの者によっても提出できます。委員会の手続規則によれば、被害者の同意にもかかわらず代理が不適切なプレッシャーや誘導の結

²⁶ 規約の第 16 および 17 条に基づいて提出される報告書のこと。

²⁷ 本文書の執筆段階で、個人通報手続に関する選択議定書は未発効です。

²⁸ 委員会に関するさらなる情報に関しては、ウェブページを参照のこと：

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/index.htm>（アクセス日 2013 年 3 月 28 日）

果であるときには、委員会は、第三者からのものを含み、被害者とされている人の代理からの不服申立の提出が不適切なプレッシャーや誘導ではなく、子どもの最善の利益の結果であることを示す追加の情報や文書を要請することができます。

不服申立は、不服申立人がその行為を正当化でき、また委員会がそれを子どもの最善の利益とみなす場合には、明示の同意なく被害者とされる子どもの代わりに提出できます。可能であれば、代理によって不服申立が提示された被害者とされる子どもは、不服申立について通知され、またその子どもの見解は、その年齢および成熟さに従い相応に重視されます。

委員会は、提出された不服申立の友好的解決を促すことができます。友好的解決は条約および実質的な選択議定書に定められている義務への配慮に基づかなければなりません。委員会は、その様な義務の配慮に基づかない友好的解決を受け入れません。

追加の指示

選択議定書は、最初の提出に期限を定めます。不服申立は、不服申立人が、そうすることが不可能であることを示すことができなければ、国内救済措置を尽くした1年以内に提出されなければなりません。

不服申立は、同一の事項が、すでに委員会によって検討され、あるいは国際的な調査または解決の他の手続により検討されたまたは検討されている場合には受理されません。

委員会は、子どもの最善の利益であるとみなす場合には、自らまたはビデオやテレビ会議により、さらなる説明を提供しまたは事件の実態に関する質問に答えるために、不服申立人および／または被害者とされている人並びに関連する締約国の代表を招請することを決定できます。あらゆる公聴は非公開の会合で行われます。被害者とされている人の公聴は、被害者とされている人が希望しまた委員会が子どもの最善の利益であるとみなさない限り、国家の代表が出席している状況では行われません。委員会は、被害者とされている人の公

聴会では子どもに配慮した手続を保証し、また被害者とされる人の見解は、その年齢および成熟さに従い相応に重視されます。

添付文書 I

市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、拷問禁止条約またはあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の下の通報の提出のためのモデル・フォーム

上記手続のうちあなたが利用する手続を書いてください。.....

日付：.....

I. 不服申立に関する情報

名前：.....ファースト・ネーム：.....

国籍：.....生年月日および出生地：.....

この不服申立に関する連絡先の住所：.....

通報を提出することについて：

あなた自身のために あるいは代理として

不服申立を他の人の代理で提出するのであれば、その人について次の項目を書いてください。

名前：.....ファースト・ネーム：.....

国籍：.....生年月日および出生地：.....

住所あるいは現在の居所.....

あなたがその人の認識や同意を得て行動しているのであれば、あなたがこの不服申立を提起することに対するその人の許可を書いてください。

あるいは

あなたがそのような許可を受けていないのであれば、その人とあなたとの関係を説明してください。.....

そして本人に代わってこの不服申立を提起することが適切であるとあなたが考えた理由を詳しく書いてください。.....

.....

II. 関係国／違反した条項

選択議定書の締約国であるか（人権委員会に対する不服申立のために）あるいは関連する宣言を行ったか（拷問禁止委員会または人種差別の撤廃に関する委員会に対する不服申立のために）のいずれかである国家の名前：

違反したと申し立てた規約または条約の条項：

.....

III. 国内救済措置の完了／他の国際的な手続への申請

申し立てた違反について関係国内で補償を求めるために被害者とされている人によりまたは代理として取った措置。裁判所や他の公的機関への依頼を含んで、あなたが追求してきた手続、あなたが行ってきた請求、その時期をその結果と共に詳しく書いてください。

.....

これらの救済措置の申請が、不合理に遅延し、実効的でなく、あなたにとって利用可能でないかまたは他の理由のために、あなたがこれらの救済措置を尽くしていない場合には、その理由を詳細に説明してください。

.....

あなたは、他の国際的な調査または解決手続（例えば、米州人権委員会、欧州人権裁判所または人および人民の権利に関するアフリカ委員会）の下での審議のために同じ問題を提出したことがありますか？

はい いいえ

そうであるならば、追求してきた、あるいは追求している手続を、あなたが行った請求、時期およびその結果と共に、詳しく書いてください。

.....

IV. 不服申立の事実

申し立てられた違反の事実と状況を、時系列に、詳しく書いてください。あなたの特定の事件の評価と審議に関連すると思われるあらゆる物事を含めること。詳しく書いた事実や状況があなたの権利を侵害するとなぜあなたが考えるのか説明してください。.....

.....
.....
不服申立者の署名.....

[下線部は、あなたの対応が要求される場所を単に示しているだけです。あなたは、この範囲にこだわる必要はありません。]

V. あなたの申立を支持する文書（あなたの不服申立に同封されるべきコピー、原文ではありません）

- 行動するための文書による許可（あなたが代理として不服申立を提起しそして別の方法では具体的な許可がないことを正当化できない場合）
- あなたの請求に関する国内の裁判所や機関の決定（関連する国内法のコピーもまた役に立ちます）
- 他の国際的な調査または解決手続への不服申立および他の国際的な調査または解決手続による決定
- あなたの請求の事実についての第IV部でのあなたの説明および／またはあなたの権利の侵害になるという主張を、詳述した事実が実証しているあなたが所有している文書または他の裏付けている証拠

あなたがこの情報を同封せず、そしてあなたから特に求めることが必要な場合、または添付している文書が事務局の常用語（英語、フランス語、スペイン語またはロシア語）で提供されていない場合には、あなたの不服申立の審議は遅れます。

添付文書Ⅱ

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の下での通報の提出のためのモデル・フォーム

I. 通報の申立者に関する情報

- 姓 :
- ファースト・ネーム :
- 生年月日および出生地 :
- 国籍／市民権 :
- パスポート／身分証明書の番号（利用可能な場合） :
- 性別 :
- 婚姻関係の有無／子ども :
- 専門職 :
- 関連する場合には、民族的背景、宗教、社会集団 :
- 現住所 :
-
- 信書の郵送先の住所（現住所以外の場合） :
-
- 電話番号／e メールアドレス :
- あなたが通報を提出している立場を書きなさい :
- 被害者とされている人である場合。被害者とされている人の集団がある場合、各個人についての基本的な情報を提供してください。
- 被害者とされている人の代理の場合。被害者が同意している証拠またはそのような同意なしに通報を提出することを正当化する理由を提供してください。

II. 被害者とされている人に関する情報（通報の申立者以外の場合）

- 姓 :
- ファースト・ネーム :
- 生年月日および出生地 :

- 国籍／市民権：
- パスポート／身分証明書の番号（利用可能な場合）：
- 性別：
- 婚姻関係の有無／子ども：
- 専門職：
- 関連する場合には、民族的背景、宗教、社会集団：
- 現住所：
-
- 信書の郵送先の住所（現住所以外の場合）：
-
- 電話番号／e メールアドレス：

III. 関係する締約国に関する情報

- 締約国の名前：

IV. 不服申立の事実および申し立てられた違反の性質

以下のことを含んで、申し立てられた違反の事実と状況を、時系列に、詳しく書いてください。

- 申し立てられた違反および実行者とされる人の記述

.....

- 日付：

- 場所：

- 侵害されたと申し立てられている女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の規定。通報が一つ以上の規定に言及している場合には、各々の問題を分けて記述してください。

.....

V. 国内救済措置を尽くすために取られた措置

以下のことを含んで、国内救済措置を尽くすために取った行動、例えば、法的、行政的、立法的、政策的または計画的な救済措置を得るための試み、を詳しく書いてください。

- 求めた救済のタイプ：
- 日付：
- 場所：
- 行動を始めたのは誰ですか？
- どの当局または機関に対して提出したのか？
- 事件を審理した裁判所の名前（もしあるならば）
- これらの救済措置の申請が、不合理に遅延し、実効的でなく、あなたにとって利用可能でないかまたは他の理由のために、あなたがこれらの救済措置を尽くしていない場合には、その理由を詳細に説明してください。
-
-

注意：すべての関連する文書のコピーを同封してください。

VI. 他の国際的な手続

国際的な調査または解決の他の手続の下で同じ問題が既に審理されたことがありますか、あるいは審理されていますか？

はい いいえ

そうであるならば、説明してください：

- 手続のタイプ：
-
-
- 日付：
- 場所：
- 結果（あるならば）

注意：すべての関連する文書のコピーを同封してください。

VII. あなたの名前の開示

選択議定書の第6条1項および委員会の手続規則の規則69の1項に従って、委員会があな
たの通報を登録すべき場合に、締約国にあなたの名前を開示することに、同意しますか？

はい いいえ

VIII. 日付および署名

日付／場所：

通報申立者および／または被害者の署名

IX. 添えられた文書のリスト（原本ではなく、コピーを送付してください。）

.....
.....
.....

添付文書Ⅲ

障害者の権利に関する条約の選択議定書の下での通報の提出のためのモデル・フォーム

I. 通報の申立者に関する情報

- 姓 :
- ファースト・ネーム :
- 生年月日および出生地 :
- 国籍／市民権 :
- 性別 :
- 個人を特定する他の関連するデータ（上記の詳細な情報が利用可能でない場合） :
-
-
- 現住所 :
-
- 信書の郵送先の住所（現住所以外の場合） :
-
- 固定電話あるいは携帯電話の番号（もしあるならば） :
- Eメールアドレス :
- Fax 番号（もしあるならば） :
- あなたが被害者とされている人の代理として通報を提出している場合には、その被害者が同意している証拠、またはそのような同意なしで通報を提出することを正当化する理由を提供してください。
-
-

II. 被害者とされている人に関する情報

- 姓 :
- ファースト・ネーム :

- 生年月日および出生地：
- 国籍／市民権：
- 性別：
- 適切であるとあなたが考える場合には、被害者とされている人が障害を有しているかどうか、有している場合には、その障害の性質を詳しく書いてください。
.....
- 個人を特定する他の関連するデータ（上記の詳細な情報が利用可能でない場合）：
-
-
- 現住所：
-
- 信書の郵送先の住所（現住所以外の場合）：
-
- 固定電話あるいは携帯電話の番号（もしあるならば）：
- E-メールアドレス：
- Fax 番号（もしあるならば）：
- 通報が、被害者であると主張している個人の集団に関する場合には、上記リストに一致して、各個人についての基本的な情報を提供してください。

III. 関係する締約国についての情報

- 締約国の名前：

IV. 通報の内容

.....

V. 申し立てられた侵害の性質

以下のことを含む、あなたの主張を実証するための詳細な情報を提供してください。

- 通報を駆り立てた作為または不作為を明記しつつ、申し立てられた侵害の記述：

.....

-
-
- 申し立てられた侵害の実行者についての詳細な説明：
 -
 -
 - 日付：
 - 場所：

可能な限りにおいて、侵害されたと訴えるのが当該条約のどの規定か示してください。通報が、一つ以上の規定に言及している場合には、各々の問題を分けて記述してください。

.....

.....

VI. 国内救済措置を尽くすために取られた措置

当該条約の下で保護されている権利の申し立てられた侵害が発生した締約国で、法的または行政的補償を得るための試みなど、国内救済措置を尽くすために取った行動を記述してください。委員会に提出されたどのような不服申立でも、最初は、審議のため国内裁判所や当局に提出されていなければなりません。

特に、以下のことについて記述してください。

- 国内裁判所の判決など、国内救済措置を尽くすために被害者とされる人がとった行動のタイプ：
 - 提出した当局または機関：
 - 事件を審理した裁判所の名前（もしあるならば）
 - 日付：
 - 場所：
 - 行動を始めたかまたは解決を求めたのは誰か：
 - 提出された当局、機関または裁判所の最終的な決定のキー・ポイント：
-
-

- 国内救済措置が尽くされていない場合には、その理由を説明してください：
-
-

注意：事務局の常用語（英語、フランス語、スペイン語またはロシア語）の一つを用いた、事件に関連する法的または行政的決定若しくは国内法令のコピーあるいはそのような決定や法令の概要を含む、すべての関連する文書を同封してください。

VII. 他の国際的手続

国際的な調査または解決の他の手続の下で同じ問題が既に審理されたことがありますかあるいは審理されていますか？

はい いいえ

そうであるならば、説明してください：

- 手続のタイプ：
 - 提出された機関または諸機関：
 - 日付：
 - 場所：
 - 結果（あるならば）
-
-

注意：すべての関連する文書のコピーを同封してください。

VIII. 具体的な要請／救済措置

審議のために委員会に提出されている具体的な要請または救済措置を詳しく述べてください：

.....

.....

IX. 日付、場所および署名

- 通報の日付：
- 通報の署名の場所：
- 通報の申立者および／または被害者とされている人の署名：

X. 添えられた文書のリスト

.....

.....

.....

注意：原本ではなく、コピーを送付してください。

添付文書IV

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の下の通報の提出のためのモデル・フォーム

以下に記載した項目に対応する関連情報を提供してください。あなたの通報は、50 ページを超えてはいけません（添付文書を除きます）。

I. 関係する締約国に関する情報

- 違反を犯したと申し立てられた締約国の名前
 - － 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の当事者であり且つ
 - － 同条約第 31 条に従って宣言を行っている

.....

II. 通報の申立者に関する情報

- 姓 :
- ファースト・ネーム :
- 生年月日および出生地 :
- 通常居住する住所 :
-
- 信書の郵送先の住所（現住所以外の場合） :
-
- 電話番号/e メールアドレス（利用可能な場合には） :
- あなたがその人の認識や同意を得て行動しているのであれば、あなたがこの不服申立を提起することに対するその人の許可を書いてください；あるいはあなたがそのような許可を受けていないのであれば、その人とあなたとの関係を説明してください。
- そして本人の代理としてこの不服申立を提起することが適切であるとあなたが考えた理由を詳しく書いてください。
- あなたの通報に関する委員会の最終決定においてあなたの身元が開示されることを望みますか？

はい いいえ

Ⅲ. 被害者とされている人に関する情報

被害者であると申し立てた個人の集団がある場合、各個人についての基本的な情報を提供してください。

- 姓 :
- ファースト・ネーム :
- 性別 :
- 生年月日 :
- 出生地および出生国 :
- 通常居住する住所 :
- あなたの通報に関する委員会の最終決定において被害者の身元が開示されることを望みますか？

はい いいえ

あなたの通報が人の強制失踪に言及している場合には、利用可能であれば（任意です）、被害者について以下の情報も提供すること。

- 彼または彼女が知られているかもしれない他の名前 :
- 専門職／職業／他の関連活動
- 父親の名前
- 母親の名前
- 関連する場合には、民族的背景、先住民族または少数者に属していること、宗教、政治的または社会的グループの会員資格
- 身元特定文書（パスポート、国民身分証、有権者カードまたは他の関連する国民身分証）
- 失踪の時点で、18歳以下の人でしたか？ はい いいえ
- 婚姻関係の有無／子ども : /
- 妊娠していましたか？ はい いいえ

そうであるならば、失踪の時点で月数を可能な場合には特定してください。

.....

IV. 通報の事実および違反を申し立てられている条項

- 申し立てられた違反の事実と状況を、時系列に、詳しく書いてください。あなたの特定の事件の評価と審議に関連すると思われるあらゆる物事を含めてください。
- 可能な場合には、侵害されてきたと申し立てられた条約の条項を特定してください。
- 記述された事実と状況が条約の権利を侵害したとあなたが考える理由を説明してください。通報が一つ以上の規定に言及している場合には、各々の問題を分けて記述してください。

重要: あなたの請求に関連する文書のコピーを同封することが強く推奨されることに注意してください。原本は送らないでください。

あなたの通報が人の強制的失踪に言及している場合には、(可能な場合には) 事実の部分として以下の情報を含めてください。

- (a) 逮捕、拉致または失踪の日付:
- (b) 逮捕、拉致または失踪が起きた場所 (可能な限り正確に。通り、市、県または他の関連する情報を記述してください。)
- (c) 逮捕または拉致の日付と違う場合には、その人が最期に見られた日付 (例えば、拘禁施設内で見られた場合、最初の逮捕または拉致の後の月数)
- (d) 最後に見られた場所 (逮捕または拉致の場所と違う場合。例えば、拘禁施設内で見られた場合、最初の逮捕または拉致の後の月数)。可能な限り正確にしてください。通り、市、県または他の関連する情報を記述してください:
-
-
- (e) 可能な場合には、どのようにして失踪が起きたのかについて完全な記述を提供してください。
-
-
- (f) 失踪に責任を有すると信じられている、可能な場合には、身元、国家または国家に支援された軍隊、団体またはグループ。
 - (i) 実行者が国家の公吏であると信じられている場合、彼らが責任を有すると信

じられているのは誰かそしてその理由を特定しまた記述してください。軍隊、警察、制服または民間人の衣服を着た人、治安サービスの公吏、彼らが属する係り、階級と職務、提示された身分証明書、その他一可能な限り正確であること。.....

(ii) 国の公吏としての身元確認が可能でない場合には、どのグループまたは団体が責任を有すると信じられるかを明示しまた記述すること。その構成員が、国家の承認、支援または黙認を得て行動した場合には、記述してください。政府当局、または政府当局と結びついた人が、事件に責任を有するとあなたが信じる理由を説明してください。.....

(g) 事件に関する更なる情報。役に立ち得る他の関連する情報を記述してください。.....

V. 効果的な利用可能な国内救済措置の完了

申し立てられた侵害に対する関係国内での補償を得るために被害者とされている人によりまたはその代理として取られた行動を記述してください。例えば、以下のことを含んだ、行政的および／または法的手続。

- 求めた救済のタイプ：.....
- 日付：.....
- 場所：.....
- 活動を始めたのは誰か？.....
- どの当局または機関に対して提出したのか？.....
- 事件を審理した裁判所の名前（もしあるならば）：.....
- 成果／結果（もしあるならば）：.....

彼らの申請が、不合理に遅延した場合、それが実効的でない場合またはあなたにとって利

用可能でない場合には、国内救済措置は尽くされる必要はありません。これらの理由またはその他のために、あなたが国内救済措置を尽くしていない場合には、詳細にその理由を説明してください。.....

重要：すべての関連する文書のコピーを同封してください（例えば、行政または裁判所の決定）こと。原本は送らないでください。

VI. 他の国際的手続に対する申請

あなたは、他の国際的な調査または解決の手続（例えば、人権委員会、拷問禁止委員会、または中核的な国際人権条約の履行を監視する他の委員会；若しくは米州人権委員会、欧州人権裁判所または人および人民の権利に関するアフリカ委員会または人および人民の権利に関するアフリカ裁判所のような地域的なメカニズム）の下での審議のために同じ問題を提出したことがありますか？

はい いいえ

そうであるならば、詳しく記述してください。

- どんな手続が追求されてきたか、あるいは追求されているか：.....
- どんな請求をあなたが行ってきたか：.....
- いつあなたは請求を提出したか：.....
- 結果は何か（あるならば）：.....

重要：関連する文書のコピー（例、あなたの申請、最終的な結果）を同封してください。原本は送らないでください。

VII. 暫定措置の要請（任意）

あなたが、申し立てられた侵害の被害者に対する回復不可能な損害を防止するため委員会に対し関係国への暫定措置を要請する場合には、明確に記述しなければなりません。

その場合には：

- － 被害者の個人的な危険を記述してください。
- － 起こり得る回復不可能な損害を特定してください。
- － 可能な場合には、起こり得る回復不可能な損害を避けるために関係国が取ることができる措置を記述してください。

VIII. 日付および署名

日付／場所：

通報申立者および／または被害者の署名

IX. 添えられた文書のリスト（原本ではなく、コピーを送付してください）

.....
.....
.....
.....
.....

通報の申立者は、フォームを送る前に、上述された要素のすべてが含まれていることを確実にすることを要求されています。これによって、事件の円滑な審議が可能となります。
--

添付文書V

国際連合条約機関への個人の通報を提出するためのチェックリスト

- あなたの通報が提出される締約国を記述しましたか？
- あなたが通報を提出する国は関係する条約を批准していますか？ それは、委員会が個人からの通報を受領しそして審議する権能を承認していますか？
- あなた（または代理としてあなたが不服申立を提起するその人）は、申し立てられた侵害の被害者ですか？
- あなたの通報は、関係する条約^aの下で定められた制限時間内に提出されていますか？
- あなたは、すべての利用可能な国内救済措置を尽くしましたか？^b あなたは、あなたの不服申立の対象である締約国において利用可能な国内救済措置を尽くすために取った措置を詳しく記述しましたか？
- あなたは、あなたの事件を、国際的な調査または解決の他の手段に提出したかどうかについての情報を提供しましたか？
- あなたの不服申立は、あなたの国に不服申立メカニズムが発効した後の出来事に関連しますか？^c
- あなたの通報は、書面で、読みやすく書かれ（タイプされていることが望ましく）そして署名されて提出されましたか？
- あなたは、姓、国籍、誕生日、郵送の住所そして e-メールアドレスのような基本的な個人情報を提供しましたか？
- あなたの通報は、国際連合の言語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語）の一つで書かれていますか？
- あなたは、あなたの通報に関連するすべての文書^dのコピーをそして、必要な場合には、国際連合の言語の一つへ翻訳したもの^eを与えましたか？

^a 人権委員会、人種差別撤廃委員会、児童の権利に関する委員会および経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会に提出される通報に適用可能である。

^b 救済措置の申請が不合理に遅延された場合、または救済措置が明白に実効的でなく若しくはその他の点で利用可能でない場合、あなたは国内救済措置を尽くすことを要求されない。

^c 規則として、委員会は、この日付以前の期間から始まっている不服申立を審理せずそしてあなたの不服申立は、法的な用語では、時間的管轄権で受理不可能としてみなされる。しかし、例外があり、例えば問題となっている出来事の効果が、条約の継続した侵害をもたらしている場合である。

^d 原本を提出してはならない、コピーのみである。

^e 正式な翻訳であることは要求されずまた文書を要約してもよい。

- 期日までにすべての文書を整え、それらに連続的に番号が付けられそしてそれらは詳述されていますか？
- あなたが他の人に代わって行動している場合、あなたは十分な許可^fを得ていますかあるいはあなたの行動を別な方法で正当化できますか？
- あなたが、最終的な決定においてあなたの身元が開示されることを望まない場合には、あなたはこのことをあなたの通報に記述しましたか？
- 委員会があなたの権利が侵害されてきたと結論づけたならば、あなたが締約国から得たい救済措置の種類を記述しましたか？
- あなたの不服申立は十分に実証されていますか？ あなたは、通報に基づいているあらゆる事実および関連情報を、時系列に、提供しましたか？
- あなたの通報の事実が関係する条約の違反を構成するとあなたが考える理由を、あなたは説明しましたか？ あなたの通報は、関係する条約の規定と一致していますか？
- あなたの通報は、最大 50 ページ（添付文書を除く）で構成されていますか？
- あなたの通報が 20 ページを超える場合には、上限 5 ページまでの短い要約を綴じ込みましたか？

条約機関への連絡方法

個人の通報についての問い合わせ先：

郵便： Petitions and Inquiries Section
Office of the High Commissioner for Human Rights
United Nations Office at Geneva
CH-1211 Geneva 10, Switzerland

Fax: +41 22 917 9022 (特に緊急事態用)

E-メール: petitions@ohchr.org

^f 具体的なフォームは必要ではありません。

人権ファクトシート*

- No. 35 水に対する権利
- No. 34 十分な食糧に対する権利
- No. 33 経済的、社会的及び文化的権利に関するよくある質問
- No. 32 人権、テロリズムおよびテロ対策
- No. 31 健康に対する権利
- No. 30 国際連合人権条約システム (Rev. 1)
- No. 29 人権擁護者：人権を守るための保護する権利
- No. 28 自決に対する人々の権利に関する金銭上の活動の影響
- No. 27 国際連合特別報告者についての17のよくある質問
- No. 26 恣意的拘禁に関する作業部会
- No. 25 強制立ち退きと人権
- No. 24 移住労働者に関する国際条約とその委員会 (Rev. 1)
- No. 23 女性と子どもの健康に影響を与えている有害な伝統的慣行
- No. 22 女性に対する差別：条約と委員会
- No. 21 適切な住居に対する権利 (Rev. 1)
- No. 20 人権と難民
- No. 19 人権の促進と保護のための国内機関
- No. 18 少数者の権利 (Rev. 1)
- No. 17 拷問に対する委員会
- No. 16 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 (Rev. 1)
- No. 15 市民的及び文化的権利：人権委員会 (Rev. 1)
- No. 14 現代の奴隷形態
- No. 13 国際人道法と人権
- No. 12 人種差別の削減に関する委員会
- No. 11 裁判外の、即決または恣意的な処刑 (Rev. 1)
- No. 10 児童の権利 (Rev. 1)

* ファクトシート No.1、No.5およびNo.8はもはや発行されていません。全てのファクトシートは、www.ohchr.org からオンラインで利用可能です。

- No. 9 先住民族の権利 (Rev. 1)
- No. 7 国際連合人権条約の下での個人の不服申立手続 (Rev. 2)
- No. 6 強制的または不本意の失踪 (Rev. 3)
- No. 4 拷問との闘い (Rev. 1)
- No. 3 人権の分野における助言サービスと技術協力 (Rev. 1)
- No. 2 国際人権章典 (Rev. 1)

人権ファクトシートシリーズは、国際連合人権高等弁務官事務所、国際連合ジュネーブ欧州本部により発行されています。それは、現に活動中の審理の下にあるかまたは特定の利益のある人権の選んだ問題を扱っています。

人権ファクトシートは、基本的な人権、人権を促進し保護するための国際連合の活動、そしてそれらの権利を理解するのを助けるために利用可能な国際的な組織の一層の理解について、いままでにないほど広範囲の人々を支援することを意図しています。人権ファクトシートは、無料で世界中に配布されています。

問い合わせ先：

国際連合人権高等弁務官事務所
国際連合ジュネーブ欧州本部
8-14, Avenue de la Paix
CH-1211 Geneva 10
Switzerland

ニューヨーク事務所：
国際連合人権高等弁務官事務所
国際連合
New York, NY 10017
United States of America

国際連合、ジュネーブで印刷
GE. 13-13354-May 2013-5, 287

ISSN 1014-5567